

二宮町 国土強靱化地域計画

令和4年3月

二宮町

< 目 次 >

1. 計画策定の背景、位置付け	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 地域計画の位置付け	1
1.3 地域防災計画との関係性	1
1.4 計画期間と見直し	2
1.5 基本姿勢	2
2. 本町の地域特性	3
2.1 地理的・自然的条件	3
2.2 地震・津波の被害想定	5
2.3 風水害の被害想定	7
3. 基本的な考え方	8
3.1 前提とする災害	8
3.2 基本目標	8
3.3 事前に備えるべき目標	8
3.4 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定	9
3.5 施策分野の設定	9
4. 脆弱性の確認・取組の方向性	10
4.1 脆弱性の確認	10
4.2 脆弱性の確認結果に基づくマトリクスの作成	10
4.3 リスクシナリオ別の脆弱性の確認・取組の方向性	12
4.3.1 1 直接死を最大限防ぐ	12
4.3.2 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	15
4.3.3 3 必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する	17
4.3.4 4 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない	19
4.3.5 5 複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	21
4.4 地域計画の進行管理	24

1. 計画策定の背景、位置付け

1.1 計画策定の背景

わが国では、東日本大震災などの過去の災害等に対し、様々な策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（2013年（平成25年）法律第95号）」（以下「基本法」という。）が施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

国では、この基本法第10条に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための取り組みを推進しています。

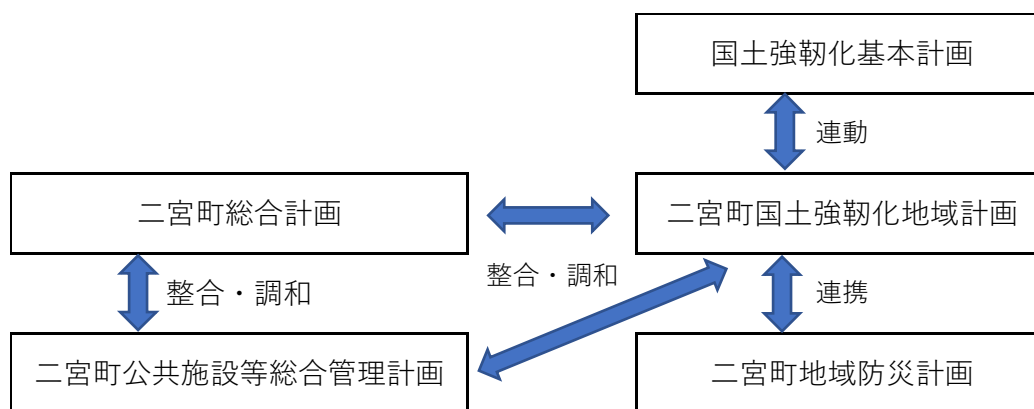
町においても、二宮町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）の各分野の個別計画と国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

1.2 地域計画の位置付け

地域計画は、基本法第13条に基づき策定する国土強靱化地域計画であり、国基本計画に連動した、町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための様々な計画の指針となるものです。

このため、町政の基本方針である二宮町総合計画（以下「町総合計画」という。）との整合・調和を図り、かつ災害対策基本法（昭和36年法律第22号）に基づき策定した二宮町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）とも連携した計画として策定しました。

【計画の位置付け】



1.3 地域防災計画との関係性

本計画は、町に発生しうる災害のリスクを考慮し、最悪の事態に陥ることを避けられるように、事前の取組を定めたものである一方、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害予防対策のほか、発災時の応急対策や発災後の復旧・復興対策等について定めたものです。

1.4 計画期間と見直し

本計画の対象期間は、町総合計画の計画期間と合わせ、令和4(2022)年度限りとします。

また、町総合計画や国基本計画の見直し、大規模自然災害による社会情勢の変化等が発生した場合には、町で設定する「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性の再確認を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

1.5 基本姿勢

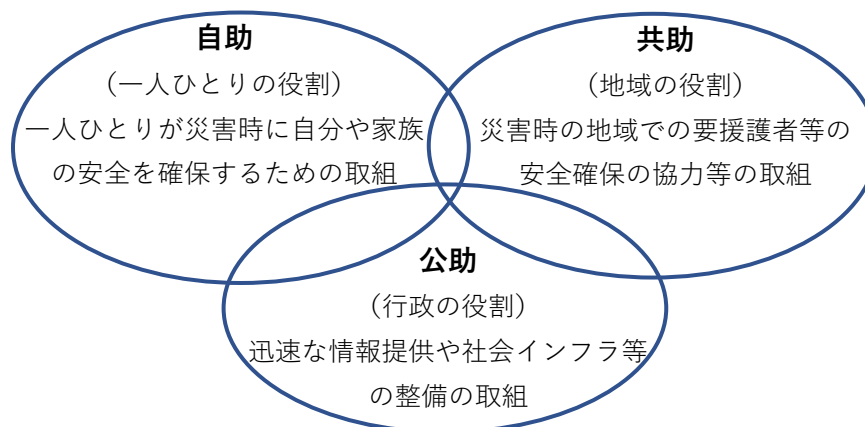
町の強靱化に向けた取組は、様々な主体が一体的かつ横断的な体制の下で、一丸となって推進していく必要があります。そのためには、国、神奈川県、関係団体、民間事業者、町民等との連携・協力を進めることが重要であり、平時から様々な取組を通じて、体制の構築と向上を進めていく必要があります。

1 自助・共助・公助

町の強靱化を効果的に推進するため、自助・共助・公助の概念に基づき、行政、民間事業者、町民等が連携・役割分担しながら、多様な施策を推進します。

また、強靱化の妨げとなる原因を検証し、短期的な視点によらず、中・長期的な視点を持って、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら、計画的に取り組んでいきます。

【自助・共助・公助の概念】



2 多様な視点での推進

各地域の担い手が適切に活動できる環境の整備や、高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人等の災害時要援護者への配慮、環境との調和や景観の維持等、多様な視点から効果的に強靱化に資することができる施策を推進します。

2. 本町の地域特性

2.1 地理的・自然的条件

1 位置及び面積

町は、神奈川県南西部に位置し、東京からの距離は約 70 km です。東は大磯町、北は丹沢連峰を背に中井町、西は中村川をはさんで小田原市、南は紺青の海原「相模湾」に面しています。

町の東西には東海道本線、東海道新幹線、国道 1 号、西湘バイパスと国道 271 号（小田原・厚木道路）が走り、南北には県道 71 号（秦野二宮線）があって、それぞれ町道と連結し住民の利便に供されています。

2 地形・地質

町の地形はおおよそ三角形で、南部は東西の幅 3.3 km、北に進むにしたがって狭くなり、南北は 3.8 km、総面積 9.08 km² です。地形的には北側の丘陵地と葛川とその支流の打越川に沿う低地部、南側の海岸段丘によって構成されています。丘陵地の標高は約 20～50m で、侵食が進み谷底平野が入り込んでいて、丘陵の南限は、高さ約 10～20m の急崖を形成し、海岸と接しています。

二宮地域は、地質的には山北層の一部で、基盤は洪積層の凝灰質砂礫岩で構成されていて、その上部に関東ローム層に対比される火山灰層や軽石層が載っています。

二宮地塊は、断層運動によって形成された地域で、第三紀頃までは海底で侵食を受けながら堆積され、洪積世の頃に隆起運動が起こって断層隆起したものです。従って地盤は、火山灰層や凝灰質砂礫岩などでは強く、葛川流域のように火山灰粘土層、軟質凝灰岩や関東ローム層などでは弱いと思われます。

国の地震調査研究推進本部では、近年の地震が主要活断層帯以外でも発生していることから、これまでの個々の活断層ごとの評価に加えて、地域ごとの総合的な活断層評価を実施することとし、関東地域の活断層の長期評価を平成 27(2015)年 4 月に公表しました。その結果によると、町周辺には、西側に国府津－松田断層帯がありますが、相模トラフのプレート境界地震の震源域の分岐断層のため、本断層が単独で地震断層となることはないかと推定されています。

3 気候

気温は年平均 16℃前後と比較的温暖であり、1・2 月が寒い時期となりますが、それでも平均気温は 5℃程度となっています。雨量は総降雨量 1,600mm 前後であり、夏季多雨冬季少雨といえます。平均風速は 1.5m/s 程度であり、年間の最多風向は西方向となっています。

4 土地利用

町の土地利用として、最も多いのは、宅地の 2.85 km² であり、町域の約 31.4% を占め、住宅用地が町域全域に広がっています。なお、学校等の文教・厚生用地、公園等の公共用地が町域にバランスよく点在しているのが特徴と言えます。

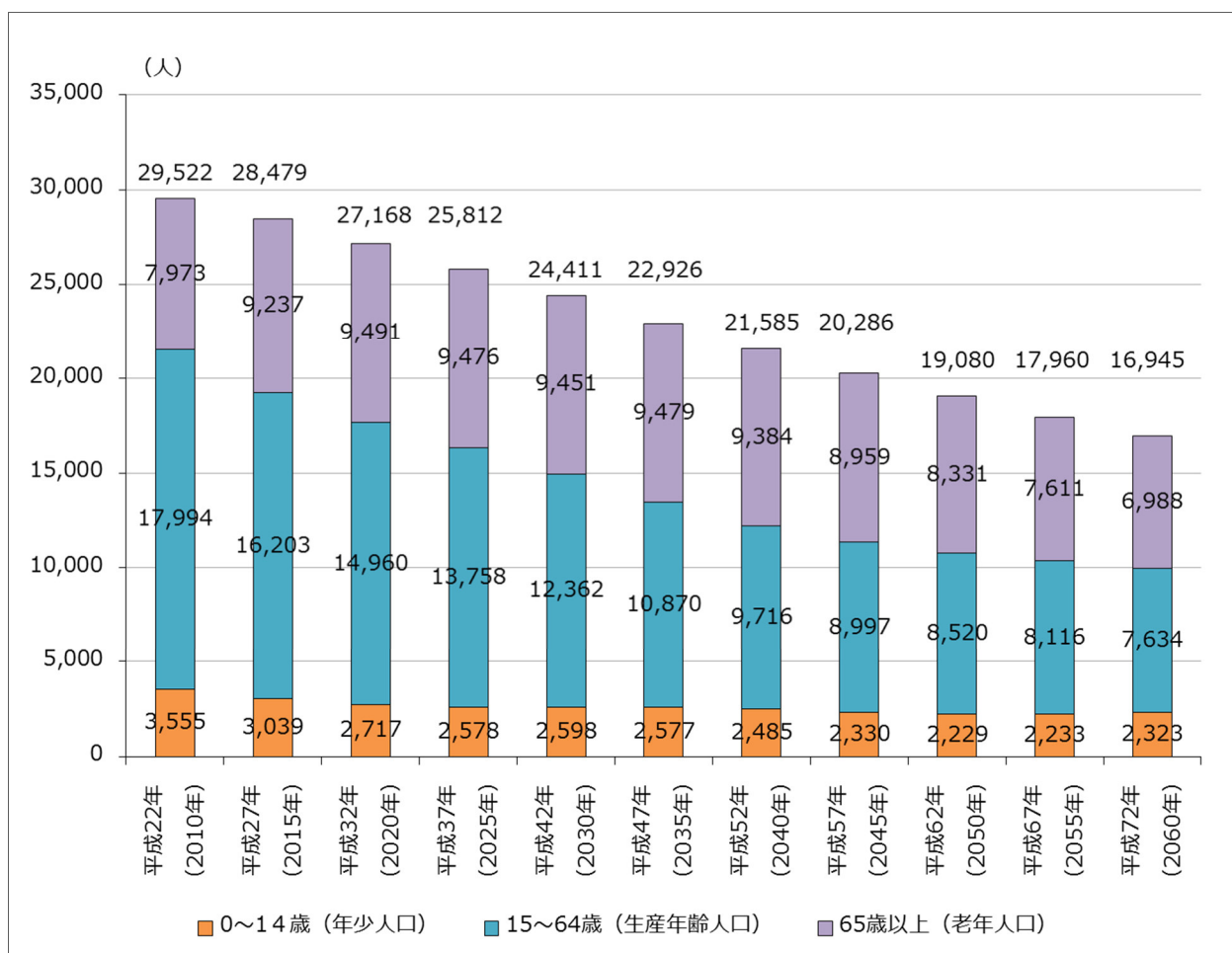
5 人口の見通し

平成 25(2013)年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来人口推計によると、町の人口は令和 42(2060)年までに 14,376 人まで減少するとされています。この将来人口推計をもとに作成した二宮町人口ビジョンでは、子育て環境の整備や転入促進策などを展開することで、令和 42(2060)年における人口を 17,000 人以上とすることを目標としています。

しかし、この二宮町人口ビジョンで示した目標人口であっても、人口構成割合は基準とする平成 22(2010)年と比較すると、令和 42(2060)年には生産年齢人口割合が約 16%減少し、老年人口割合が約 14%増加するなど、少子高齢化が顕著に進行することが見込まれます。

■二宮町の将来人口推計（展望） シミュレーション①

出典：二宮町人口ビジョン



2.2 地震・津波の被害想定

町の地震被害の想定は、神奈川県が実施した地震被害想定調査結果に従うものとしています。県では、平成25(2013)年度から26(2014)年度にかけて、東日本大震災で明らかになった知見を反映させた地震被害想定調査を実施しており、この地震被害想定結果について「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)」から町内の被害を抜粋して示します。

1 地震被害想定

町では「⑥大正型関東地震」「⑦(参考)元禄型関東地震」「⑧(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震」が発生した場合の被害が大きいと予想されています。

二宮町における地震被害想定調査結果

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
		都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	(参考)元禄型関東地震	(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震	
建物被害	全壊軒数	30	0	10	*	*	3,230	3,300	4,120	
	半壊軒数	380	0	270	80	240	2,430	2,410	2,070	
火災被害	出火件数	0	0	0	0	0	10	10	20	
	焼失軒数	0	0	0	0	0	740	740	1,310	
死傷者数	死者数	*	0	*	*	*	470	750	300	
	重症者数	*	0	*	*	*	90	90	120	
	中等症者数	60	0	50	20	40	580	580	750	
	軽症者数	80	*	60	20	50	620	620	770	
避難者数	1日目～3日目	560	0	450	190	420	15,950	16,060	19,110	
	4日目～1週間	560	0	450	190	420	14,170	14,290	17,700	
	1か月後	560	0	370	110	330	13,040	13,210	16,320	
要配慮者	避難者	高齢者数	70	0	50	20	50	1,910	1,920	2,290
		要介護者数	20	0	10	*	10	490	490	580
	断水人口	高齢者数	0	0	0	0	0	2,080	2,080	2,580
		要介護者数	0	0	0	0	0	530	530	660
	家屋被害	高齢者数	120	0	90	30	80	1,950	1,980	2,270
		要介護者数	30	0	20	*	20	500	500	580
帰宅困難者数	直後	800	800	800	800	800	800	800	800	
	1日後	0	0	800	800	800	800	800	800	
	2日後	0	0	0	0	0	800	800	800	
自力脱出困難者(要救出者)		*	0	*	0	0	560	560	920	
ライフライン	上水道	断水人口(直後)	210	0	80	*	80	21,010	21,010	25,170
		機能支障人口	670	180	440	410	410	2,240	2,240	4,190
	都市ガス	供給停止件数	0	0	1,740	0	0	1,740	1,740	1,740
		供給支障数	70	0	0	0	0	80	80	140
	電力	停電件数	23,390	0	23,390	23,390	23,390	23,390	23,390	23,390
		通信	不通回線数	10,070	0	10,070	10,070	10,070	10,220	10,240
エレベーター停止台数		10	0	*	*	*	10	10	10	
災害廃棄物量		2	0	1	*	1	68	69	87	

注) ・冬18時想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定

- ・*: わずか(計算上0.5以上1.0未満) 0: 計算上0.5未満は0とした
- ・各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計値は合わないことがある
- ・要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は介護3以上を対象としている

2 津波被害想定

県においては、国の新たな知見を取り入れ、最大クラスの津波による浸水予想を行い、津波浸水予想図を平成27(2015)年3月に公表したところです。これによると町としては「d（参考）相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」が発生した場合に、最大17.1mの津波が3分で到着すると予想されています。

二宮町における津波被害想定調査結果

出典：津波浸水予測図（平成27年3月31日公表）

		a	b	c	d	e	f	g	h
		神奈川県 西部地震	大正型 関東地震 タイプ	元禄型 関東地震 タイプ	相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル）	慶長型 地震	明応型 地震	元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動地震
町域最大津波高さ(m)		2.8	7.2	10.3	17.1	7.6	5.2	3	11.2
町域最速最大津波到達時間(分)		6	3	6	3	14	46	46	3
建物被害 ※1	全壊軒数	0	130	240	40	170	60	0	270
	半壊軒数	40	40	20	0	20	80	50	30
	床上浸水	10	0	0	0	0	0	*	0
	床下浸水	0	0	0	0	0	0	0	0
死傷者数 ※1	死者数	0	330	600	90	300	10	0	680
	重症者数	*	0	0	0	0	0	0	0
	中等症者数	*	*	*	0	0	0	0	*
	軽症者数	*	*	*	0	*	*	*	*

※1：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

注） ・*：わずか（計算上0.5以上1.0未満） 0：計算上0.5未満は0とした

2.3 風水害の被害想定

町は主として、5月から10月にかけて大雨や強風により被害が発生しており、これらの被害の原因はおおよそ「梅雨前線や秋雨前線と低気圧に伴う大雨」や「台風」によるものとなっています。

また、近年では、突発的な短時間の集中豪雨が年間を通じて発生することがあり、この集中豪雨によって浸水等の被害が発生しています。

1 土砂災害の危険性

神奈川県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、市町村長の意見を聞いたうえで、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの危険がある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定することにより、住宅等の新規立地の許可制の導入、建築物の構造規制等の安全対策を行うこととしています。

町は、土砂災害警戒区域における警戒・避難対策として、土砂災害ハザードマップを作成・公表するとともに、土砂災害警戒情報等を用いた避難指示等の発令基準及び発令対象地区の設定や、避難地区の指定避難経路の設定、避難所の指定に努めます。また、警戒区域に居住する地域住民や要配慮者利用施設の関係者等に対する周知徹底に努めます。

【町の土砂災害警戒区域等の指定 (令和3(2021)年12月末日現在)】

区分	土砂災害警戒区域 (箇所)	土砂災害特別警戒区域 (箇所)
急傾斜地	44	44
土石流	6	3

2 水害の危険性

神奈川県では、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、おおむね50年に一回と1,000年に一回程度起こる大雨等によって河川が増水し、溢水等が発生した場合を想定した浸水想定区域図を作成しています。

町は、この浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、公表しています。

河川名	浸水想定区域指定年月日		想定(確率)	想定雨量
葛川	令和元年12月20日 神奈川県告示303号	計画規模	50年に1回	1時間最大雨量 94mm
		想定最大規模	1,000年に1回	1時間最大雨量 152mm
中村川	令和元年12月20日 神奈川県告示305号	計画規模	50年に1回	1時間最大雨量 94mm
		想定最大規模	1,000年に1回	1時間最大雨量 159mm

3. 基本的な考え方

3.1 前提とする災害

あらゆる大規模自然災害に備えるという基本法の趣旨を踏まえ、地震、地震火災、風水害(河川の氾濫、浸水)、土砂崩れ等の自然災害全般を想定リスクとしています。

3.2 基本目標

大規模自然災害の発生時は、人命の保護が最優先事項となります。

また、国土強靱化の本質を捉え、致命傷の回避、被害の最小化に向けた強さと、被災後の迅速な復旧・復興を目指した、しなやかさを備えることが重要です。

これらを踏まえ、町の強靱化を推進するに当たり、国基本計画に掲げられた基本目標及び地方自治体としての役割等を踏まえ、次の4つの「基本目標」を設定しました。

【基本目標】

地域計画の基本目標	
I	人命の保護が最大限図られること
II	社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
III	町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
IV	迅速な復旧・復興

3.3 事前に備えるべき目標

基本目標の達成に向けて、町の地域特性や、過去の災害等の教訓を踏まえながら、本計画を推進するための具体的な目標として、5つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

【事前に備えるべき目標】

事前に備えるべき目標	
1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する
4	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない

5	複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
---	-------------------------------------------------

3.4 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

4つの基本目標と5つの事前に備えるべき目標を基に、国基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」、県地域計画の40の「起きてはならない最悪の事態」との整合を図りながら、町の地域特性や分かりやすさを考慮した12の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」(以下「リスクシナリオ」という。)を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の倒壊や火災等による、多数の死傷者の発生
		1-2	土砂災害や風水害(河川の氾濫、市街地の大規模浸水等)による、多数の死傷者、孤立地区の発生
		1-3	避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	救助・捜索活動等の難航
		2-2	避難所等における疾病・感染症等の発生
3	必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する	3-1	行政の機能不全
		3-2	情報通信の機能不全
4	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	食料等の生命に関わる物資やライフラインが適切に供給できない事態
		4-2	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止と産業生産力の低下
5	複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	5-1	大規模延焼火災等の発生
		5-2	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

3.5 施策分野の設定

リスクシナリオに対して、町の様々な施策が強靱化に資するものとして適切に講じられているかを確認するため、施策分野を設定します。

町では、町総合計画との整合性を図るため、町総合計画の分野別方針に定める7つの政策分野を、本計画の「施策分野」に設定しました。

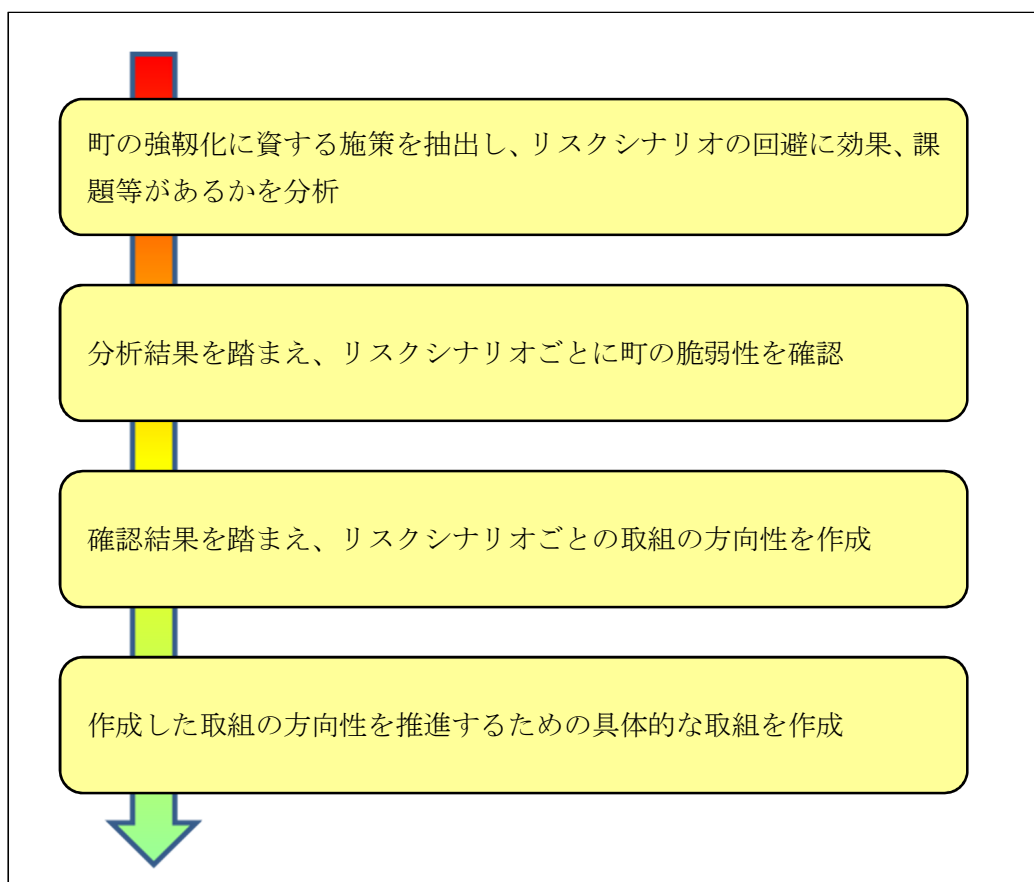
4. 脆弱性の確認・取組の方向性

4.1 脆弱性の確認

国土強靱化の推進を図るうえで必要な対策を明らかにするため、町が直面する大規模自然災害等のリスクに対し、現行の施策の問題点や脆弱性を評価するため、国が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施します。

評価の実施に際しては、リスクシナリオごとに町の脆弱性を確認し、リスクシナリオを回避するために必要となる取組の方向性と具体的な取組をまとめました。

【取組の検討手法】



4.2 脆弱性の確認結果に基づくマトリクス作成

脆弱性の確認結果を踏まえ、個々のリスクシナリオに対する取組の方向性を施策分野ごとに整理してマトリクスにまとめました。

このマトリクスにより、町の強靱化に資する施策に漏れがないことや、関連する施策の進捗状況、連携等を確認することができます。

マトリクスの見方

- ・縦軸にリスクシナリオ、横軸に施策分野を配置しています。
- ・リスクシナリオに対して取り組む施策分野がある場合に「●」を記載

脆弱性の確認結果に基づくマトリクス

リスクシナリオ		施策分野						
		福祉・健康・保健	子育て、教育	生涯学習・スポーツ、歴史・文化	土地利用・都市基盤	環境、防災	産業・経済	自治体経営
1-1	建物等の倒壊や火災等による、多数の死傷者の発生		●	●	●	●		●
1-2	土砂災害や風水害による、多数の死傷者、孤立地区の発生				●	●	●	●
1-3	避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	●	●			●		
2-1	救助・捜索活動等の難航		●	●	●	●	●	●
2-2	避難所等における疾病・感染症等の発生	●	●	●		●		●
3-1	行政の機能不全			●		●		●
3-2	情報通信の機能不全					●		●
4-1	食料・飲料水等の生命に関わる物資やライフラインが適切に供給できない事態		●			●	●	●
4-2	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止と産業生産力の低下				●		●	
5-1	大規模延焼火災等の発生				●	●		●
5-2	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態					●	●	●
5-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	●			●		●

4.3 リスクシナリオ別の脆弱性の確認・取組の方向性

4.3.1 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物等の倒壊や火災等による、多数の死傷者の発生

●脆弱性の確認

建物等の倒壊による崩落や火災等に巻き込まれる危険性が高まるとともに、道路等の通行不能により、避難路や緊急輸送道路としての機能が損なわれ、延焼による人的被害の拡大や、救助・消火活動の遅延による多数の死傷者の発生につながるおそれがあります。

また、近年、激甚化する災害によって消防部隊の到着に時間を要する等の状況が生じたこともあることから、これまで以上に自助・共助の概念の浸透、推進が求められています。

●取組の方向性

- 建物や道路等の耐震化・整備により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 効果的な消防・救急体制の構築や火災予防対策を推進し、災害対応力の強化を図ります。
- 地域住民による自助・共助の取組を促進するとともに、支援体制の強化を図ります。

●具体的な取組例

<建物等の耐震化、改修>

- 住宅等の建築物について、耐震改修促進計画に基づき耐震改修工事等に対する助成制度の利用を促進していきます。また、防災関連イベント等を通じて、耐震化に関する普及啓発を行うほか、管理不全な空き家等については、解体工事等に対する助成制度の利用を促進していきます。
- 避難所等となる町立小・中学校の校舎・屋内運動場を始めとした公共施設の計画的な点検や修繕、改修を行い、耐震性・安全性を確保します。

<道路等の整備>

- 道路等の脆弱性対策や、長寿命化計画に基づき橋りょう等の点検や修繕、耐震化を計画的に行います。
- 道路に面する危険性の高いブロック塀等の撤去に係る支援を行うとともに、所有者自身による安全点検の必要性を周知します。
- 幹線道路等の整備や狭あい道路の拡幅、長寿命化計画に基づき公園等の整備等を計画的に実施します。

<消防力の強化>

- 消防庁舎、消防団詰所等の整備や、消防車両及び消防団車両の計画的な更新を推進します。
- 消火栓や防火水槽等の消防水利を定期的に点検、修繕するとともに、河川の自然水利を適切に組み合わせた整備を進めます。
- 救急救命士の計画的な育成、高度救命処置用資器材の整備等、救急業務の高度化を推進します。

<自助・共助の取組>

- 火災予防や家具転倒防止対策等の自助の取組について啓発を行います。
- 初期消火・救助活動等の自主防災の取組や応急手当等の共助の取組について、訓練やマニュアル等を踏まえ、促進します。

1-2 土砂災害や風水害(河川の氾濫、市街地の大規模浸水等)による、多数の死傷者、孤立地区の発生

●脆弱性の確認

河川の治水対策や内水氾濫対策が、近年の局地的な大雨等に対応できない場合や、管理の不十分な森林の拡大により、土砂災害や河川氾濫、市街地の大規模浸水等が発生する可能性が高まるとともに、土砂災害や河川氾濫の危険がある区域の周知や警戒避難体制の整備不足によって、多数の死傷者が発生するおそれがあります。

また、土砂災害や風水害に起因する道路閉塞等により、孤立地区の発生、物資の供給や救助等が滞るおそれがあります。

●取組の方向性

○道路閉塞を防止する取組や、河川や雨水管等の整備により、土砂災害や浸水被害の軽減を図ります。

○森林の適正な整備、管理及び啓発を通じて、山地災害の防止を図ります。

○ハザードマップの配布や訓練・研修を通じて、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の周知を実施したり、安否情報確認システムの登録者数を増やしたりすることにより、避難体制の強化に努めます。

○分散備蓄を実施する等、孤立した場合での物資供給の停滞にも耐えられるよう対策を推進します。

●具体的な取組例

<土砂災害、河川氾濫、内水氾濫の防止>

道路等の脆弱性への対策、公有地における土砂災害警戒区域の整備等を実施します。

県が実施する護岸や河床等、河川施設の適切な維持管理に協力します。

<森林の保全>

町有地における適切な森林整備を行うとともに、私有の里山の適正管理に対する支援等を通じて、森林の保全と公益的機能を維持します。

<避難体制の強化>

ハザードマップやマイ・タイムライン等を活用し、避難に関する町民の意識向上に努め、安全な避難行動を推進します。

自主的な避難行動を判断する、町からの災害情報のほか、気象庁発表の地震情報や各種気象情報がメールで受け取れる安否情報確認システムの登録を推進します。

<孤立対策>

河川氾濫や地崩れ等により孤立等が予想される地区において、通信機器の確保や、救助資機材、飲料水等の分散備蓄を引き続き実施します。

1-3 避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

●脆弱性の確認

災害情報や避難情報が迅速かつ確実に伝達されないことにより、円滑な避難に支障が生じるおそれがあります。

また、一人ひとりが自身の状況に応じた適切な避難行動をとれないことにより、多数の死傷者が発生するおそれがあります。

●取組の方向性

- 既存の防災用通信機器及び関連システム等の適正な管理や機能強化、情報通信技術の進展への対応等、情報発信力の確保・強化を図ります。
- 訓練や研修を通じて、状況に応じた避難判断力、避難行動力の向上を図ります。
- 高齢者や障がい者といった要援護者に対する支援を地域とともに構築します。

●具体的な取組例

<避難情報等の的確な伝達>

- 防災行政無線等の通信機器の適切な維持管理を行います。
- 情報通信技術の進展等を踏まえながら、情報伝達手段の多重化を進めます。
- 一人暮らしの高齢者等への適切な情報伝達手段を整備します。
- 自主的な避難行動を判断する、町からの災害情報のほか、気象庁発表の地震情報や各種気象情報がメールで受け取れる安否情報確認システムの登録を推進します。

<避難行動の推進>

- 地域の自主防災訓練等、様々な機会を通じて、防災知識の普及啓発に努めます。
- 適切な避難判断、行動できるようハザードマップによる災害リスクの周知や、マイ・タイムラインの作成を促進するとともに、風水害対策訓練等を実施します。
- 要配慮者利用施設の利用者等が迅速な避難を行えるよう、避難確保計画の策定を支援する等、施設の避難体制の整備を支援します。
- 地域の要援護者が適切に避難できるよう、地域と協力して支援体制を構築します。
- 防災教育の一環として、地域の自主防災訓練等へ地域在住中学生の参加を勧奨します。

4.3.2 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 救助・捜索活動等の難航

●脆弱性の確認

多数の死傷者の発生を防ぐためには、発災後 72 時間以内の集中的な救助・捜索が重要となりますが、数多くの活動現場がある中で、人的・物的資源の投入に限界が生じるおそれがあります。

また、道路の閉塞等による交通ネットワークの途絶によって、救助・捜索の遅延や帰宅困難者の増大等による二次災害のリスクが高まる可能性があります。

●取組の方向性

- 消防署や消防団の整備や必要な消防部隊の配置・増強等により、効果的な消防・救急体制を構築し、消防力の強化を図ります。
- 関係機関との連携訓練や普及啓発の推進、自主防災組織等への支援等を通じて、自助・共助の取組を促進し、防災力の向上を図ります。
- 緊急輸送道路等の閉塞を防止する取組を推進するとともに、帰宅困難者の一時滞在施設を確保する等、救助・捜索の妨げや二次災害の抑制を図ります。

●具体的な取組例

<消防力の強化>

- 消防庁舎、消防団詰所等の整備や、消防車両及び消防団車両の計画的な更新を進めます。
- 消火栓や防火水槽等の消防水利を定期的に点検、修繕するとともに、河川の自然水利を適切に組み合わせた整備を進めます。
- 訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の強化や消防職や消防団員のより高度な知識、技術の習得を図ります。

<防災力の向上>

- 防災関係機関との連携訓練を通じて、災害受援計画等を定期的に見直し、災害対応力の強化を図ります。
- 帰宅困難者の受入場所の確保を引き続き実施するとともに、事業者に対し一斉帰宅の抑制等について啓発を行います。
- 自主防災組織等への支援等を通じて、共助の取組を推進します。

<緊急輸送道路等の確保>

- 道路等の脆弱性への対策、橋りょうの耐震化等を図ります。
- 下水道管きょ等の整備及び定期的な点検・調査を行い、機能維持を図ります。
- ドクターヘリ等の緊急着陸ポイントを整備します。

2-2 避難所等における疾病・感染症等の発生

●脆弱性の確認

多数の避難者が発生した場合、避難所等の衛生環境を維持することが困難となり、環境が悪化することによって、疾病・感染症が発生するおそれがあります。

また、避難所等における疾病・感染症のまん延は、災害に関連する人的被害の拡大につながることから、負傷者の状況把握や応急医療対策とともに、平時からの感染症予防対策等が求められています。

●取組の方向性

- 避難所等として利用する施設や物品を整備し、衛生環境の確保を図ります。
- 訓練やマニュアル等の見直し、衛生用品の備蓄を行う等、衛生対策を推進します。
- 避難者の健康状態を継続的に把握する体制を確立し、疾病・感染症患者が発生した際にも、迅速に対応できる体制づくりを推進します。

●具体的な取組例

<衛生環境の確保>

- 避難所等の衛生環境の悪化を抑制するため、下水道管きよの整備及び定期的な点検・調査・改築を行い、機能維持を図ります。
- 避難所等として利用する小・中学校のトイレ等の整備、改修を進めます。

<衛生対策の向上>

- 消毒用アルコール等の衛生用品や、感染症対策物品の整備を進めます。
- 発災時のペット同行避難の考え方等の普及啓発に努めるとともに、定期的な予防注射の実施等の自主的な衛生対策の取組を促進します。
- 訓練や各種マニュアルの整備を通じて、感染症等の拡大防止を図ります。

<感染症発生に即応できる体制づくり>

- 避難者の応急手当や健康状態を定期的に把握できる体制を整備します。
- 感染症の発生を抑制する取組を推進するとともに、感染症患者が発生した場合には、迅速に対応できるよう連絡体制を整備します。

<一時避難所の運営能力の向上>

- 地域高齢者の受け入れ確保等を目的に、地区集会施設等で地域主導の一時避難所が適切に開設できるよう、自主防災訓練等の機会を通じて技能向上を図ります。
- 自主防災組織等への支援等を通じて、共助の取組を推進します。

4.3.3 3 必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する

3-1 行政の機能不全

●脆弱性の確認

自然災害が発生した際に、町は、地域防災計画に基づき、災害応急対策活動や災害復旧活動の主体として非常に重要な役割を担いますが、その拠点となる役場や消防署等の町有建築物の倒壊等により、災害時の迅速な応急対策や復旧・復興対策が遅れるおそれがあります。

また、職員自身が被災することにより、人員不足や災害対応業務に混乱が生じるおそれがあります。

●取組の方向性

○重要な防災拠点となる町有施設等の計画的な改修、維持管理、移転などにより、町役場等の機能不全の抑制を図ります。

○災害対応業務の整理や、各種計画やマニュアルの見直しを継続的に進め、職員個人の災害対応力の強化を図ります。

●具体的な取組例

<町役場等の機能不全の抑制>

□長寿命化計画等に基づき、行政機能の適正配置や、計画的かつ効果的な公共施設の維持・保全、移転などにより耐震性や安全性を確保し、災害に備えます。

<職員の災害対応力の強化>

□災害時に参集する非常配備要員や、業務継続計画等を定期的に見直し、災害発生に備えます。
□「災害発生時等における職員の初動指針」をはじめとした、災害時の各種マニュアルの整備や、総合防災訓練等の各種訓練を通じて、災害に即応できる体制づくりに努めます。

3-2 情報通信の機能不全

●脆弱性の確認

情報通信網は、被災状況の迅速かつ的確な把握や被災者への情報提供等の手段として非常に重要となりますが、自然災害時には、これらの通信設備の損壊や電話回線の途絶・輻輳^{ふくそう}等により、情報通信が確保できなくなるおそれがあります。

特に、消防業務に関する通信網は、119番通報や消防部隊の管制等の重要な役割を持っており、異常が発生すれば、迅速かつ的確な消防活動が実施できなくなるおそれがあります。

●取組の方向性

- 既存の防災用通信機器及び関連システム等の適切な管理や機能強化、情報通信技術の進展への対応等、情報通信網の確保・強化を図ります。
- 消防指令システム等の計画的な機器更新や最新の通信規格にも対応する設備の高度化等、常時、安定的に稼働する通信環境を目指します。

●具体的な取組例

<情報通信網の確保・強化>

- 防災行政無線等の通信機器の適切な維持管理を行います。
- 情報通信技術の進展等を踏まえながら、各種通信システム等の更新・再整備を進めます。
- 災害用伝言ダイヤルの一層の普及啓発や非常用発電設備等の整備に向けた取組を進めます。

<消防通信の高度化>

- 消防指令システム等の計画的な機器の更新を進めるとともに、最新の通信規格への対応等、消防通信の高度化を図ります。

4.3.4 4 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 食料等の生命に関わる物資やライフラインが適切に供給できない事態

●脆弱性の確認

災害が発生すると、道路や水道管等のライフラインの損壊・断絶等により、物資等の流通が停滞又は混乱状態となるおそれがあります。

また、ライフラインに係る混乱状態が発生することによって、物資の枯渇や価格の高騰を招き、町民生活に悪影響を及ぼす可能性が高まります。

●取組の方向性

○自ら備蓄することに関する普及啓発に努めます。

○物資供給の停滞にも耐えられるよう、分散備蓄や事業所等と物資供給協定など多様な物資の確保に努めます。

○必要物資等の確保、物資等の受援体制の強化を推進します。

●具体的な取組例

<食糧等の備蓄に関する普及啓発>

□町民、事業者に対し、自ら食糧等を備蓄することについて普及啓発に努めます。

□期限切れが近い備蓄品を学校や自主防災訓練等において配布することで、各家庭における備蓄を促進します。

<物資供給がなくても耐えられる環境づくり>

□備蓄物資や倉庫の適切な維持管理を実施するとともに、各地域への分散備蓄に努めます。

□公共施設等に設置している非常用発電設備の適切な維持管理を行うとともに、燃料等の備蓄を実施します。

□米飯の炊き出しを行えるよう、学校給食センターの適切な維持管理等を実施します。

<物資等の受援体制の強化>

□事業所等との災害時応援協定締結の充実を図るとともに、プッシュ型支援等に迅速に対応するため、物的支援等の受援体制の強化を図ります。

4-2 緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止と産業生産力の低下

●脆弱性の確認

災害時においては、建築物や電柱の倒壊等により、緊急輸送道路や鉄道等の陸上交通ネットワークが途絶、寸断することにより、輸送力の低下を招くおそれがあります。

また、輸送力の低下は、地域の企業活動の不能や遅延を招き、産業生産力の低下、都市機能回復の妨げとなるおそれがあります。

●取組の方向性

○緊急輸送道路等の道路閉塞を防止する取組を推進する等、災害に強い道路網の構築や強化を図ります。

○中小企業や商店街等、企業活動を維持するための支援や体制づくりを図ります。

●具体的な取組例

<幹線道路ネットワークの確保>

道路等の脆弱性対策や、長寿命化計画に基づき橋りょう等の点検や修繕、耐震化を計画的に行います。

<産業生産力の維持>

中小企業者等への資金供給の円滑化等の体制づくりを図ります。

企業の業務継続計画策定支援等、災害に向けた備えの浸透を図ります。

4.3.5 5 複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5-1 大規模延焼火災等の発生

●脆弱性の確認

大規模火災の発生は、市街地における多数の死傷者の発生だけでなく、消防活動体制の限界等による延焼火災のおそれがあることから、火災の発生自体を未然に防ぐことが求められています。

また、延焼火災の発生は、死傷者が発生する可能性を増大させる等、被害の拡大につながるおそれがあります。

●取組の方向性

- 消防・救急体制を強化し、災害対応力の更なる向上を図ります。
- 初期消火活動への取組や火災予防対策を推進します。
- 延焼防止機能の強化等のために、都市施設等の整備を実施します。

●具体的な取組例

<消防力の強化>

- 消防署、消防団詰所等の整備や、消防車両及び消防団車両の計画的な更新を進めます。
- 消火栓や防火水槽の整備を進めるとともに、河川等の自然水利やプールを消防水利として適切に活用します。
- 救急救命士の計画的な育成、高度救命処置用資器材の整備等、救急業務の高度化を推進します。

<初期消火体制と火災予防対策の推進>

- 火災予防広報や防火指導、危険物等の安全対策の指導、自主防災組織等の初期消火訓練の実施を推進します。

<火災に強い市街地整備の推進>

- 幹線道路や狭あい道路の拡幅整備、公園の整備等を計画的に実施します。

5-2 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

●脆弱性の確認

災害時には、災害に起因する廃棄物が大量に発生し、発災直後から仮置場の設置やがれきの撤去等、必要な処理が増大することで、廃棄物の処理が滞ってしまう可能性があります。

また、災害廃棄物の処理が遅延すると、日常的に発生するごみ処理全体に悪影響を及ぼし、生活衛生環境の悪化や、速やかな復旧・復興の妨げになるおそれがあります。

●取組の方向性

○災害廃棄物の処理能力の強化を図ります。

○必要に応じて、町災害廃棄物等処理計画を見直し、災害時においても円滑に廃棄物を処理できる体制づくりを図ります。

●具体的な取組例

<災害時の円滑な廃棄物処理体制>

□国の災害廃棄物対策指針や県の災害廃棄物処理計画等に基づき、町地域防災計画との整合を図りながら、町災害廃棄物等処理計画を必要に応じて見直し、災害対応体制の向上を図ります。

□事業所等との災害時応援協定を締結し、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備します。

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●脆弱性の確認

災害時は、避難所等において、町民や地域コミュニティによる自助・共助が非常に重要となりますが、人材や資機材の不足から地域コミュニティとしての機能不全に陥り、コミュニティ自体の崩壊につながる可能性があります。

地域コミュニティの崩壊は、死傷者や災害関連死を増大させるおそれがあるほか、治安の悪化を招き、復旧・復興を大幅に遅れさせる可能性があります。

●取組の方向性

- 地域住民による自助・共助の促進、体制の強化を図ります。
- 避難所等の運営について、一層の体制整備を図ります。
- 災害後の円滑な復旧・復興に資するため、地籍調査の更なる推進を図ります。

●具体的な取組例

<自助・共助の促進>

- 自主防災組織等の訓練や会議を通じて、地域の自主的な防災体制の強化を図ります。
- 若い世代や子育て世代の参加を促進するとともに、訓練等の活動への参加者の増加を図ります。
- 様々な地域活動の支援等を通じて、地域住民の顔の見える関係づくりや防犯意識の向上等を図ることにより、災害時における治安悪化のリスクを可能な限り低減します。
- 自主防災組織等への支援等を通じて、共助の取組を推進します。
- 地籍調査を実施し、土地の明確化を図ることで、災害後の円滑な復旧・復興を確保し、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティの再生につなげます。

<避難所等の適切な運営>

- 法改正や社会情勢の変化等を注視しながら、必要に応じて避難所運営マニュアルに反映させます。
- 多様な視点を取り入れた運営や感染症対策について、訓練等を通じて普及啓発に努めます。
- 地域高齢者の受け入れ確保等を目的に、地区集会施設等で地域主導の一時避難所が適切に開設できるよう、自主防災訓練等の機会を通じて技能向上を図ります。

4.4 地域計画の進行管理

1 町総合計画と整合した進行管理

本計画は、町総合計画に基づく様々な施策(以下「推進施策」という。)の指針となるものであることから、この計画を着実に推進するためには、推進施策との整合を図りながら取り組んでいく必要があります。

そのため、推進施策の中からリスクシナリオを回避するために必要な取組を抽出し、「リスクシナリオを回避するための取組事業一覧」としてまとめるとともに、この事業一覧を定期的に更新する等、町総合計画と整合した進行管理を行います。

2 効率的な評価体制の整備

より効率的に強靱化に資する取組を評価するため、推進施策の進行管理における評価結果を活用し、町の強靱化の視点(リスクシナリオの回避)から再評価を行います。

また、再評価の結果を蓄積することで、計画の見直しを行うための検討や、見直しの根拠資料として活用します。

二宮町国土強靱化地域計画

令和4年3月

二宮町 企画政策課